

一般社団法人日本エステティック業協会
優良サロン制度運用規程

2019年9月10日 施行
2020年1月14日 改定
2020年7月14日 改定
2022年2月8日 改定

【目次】

第 1 章 総則	2
第 2 章 申請	2
第 3 章 審査	3
第 4 章 運用	3
第 5 章 報告要請・改善要請及び返上・失効・停止・取消し	4
第 6 章 機密保持及び個人情報保護	5

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第一条 「優良サロン制度」とは、一般社団法人日本エステティック業協会（以下「AEA」という。）の正会員企業のうち、消費者から「安心・安全で、信頼できるサロン」として広く認識されるよう「法令遵守（以下「コンプライアンス」という。）」、「エステティシャン教育」に関して積極的な取り組みをしている会員企業について、「優良サロン」として、広く PR していく制度である。本規程は、「優良サロン制度」を円滑に運用するために必要な事項を定めたものである。

(制度の客観性)

第二条 AEA は、公正な立場で審査し、第四条に定める申請要件に適合したものを「優良サロン」として認める。

第 2 章 申 請

(申請受付期間)

第三条 「優良サロン」の申請は、随時受け付けるものとする。

(申請要件)

第四条 AEA が別途定める基準における「コンプライアンス」、「教育」の申請要件を満たしている正会員企業は、「優良サロン」の申請をすることができる。また、「コンプライアンス」のみの申請はできるが、「エステティシャン教育」のみの申請はできない。提出書類については第六条の定めによる。

(申請の単位と対象)

第五条 「優良サロン」の申請は会員企業単位とする。

(提出書類)

第六条 会員企業は、「優良サロン」の申請をしようとするときは、AEA ホームページ内の「AEA 優良サロン制度について」に掲載の「優良サロン制度申請・審査手引書」を参照のうえ、申請書とエビデンスを AEA 事務局に提出するものとする。

(申請受付の取消)

第七条 会員企業の申請内容に重大な違反や虚偽の記載があることが明らかになった場合は、審査委員会は申請の受付を取り消すことができる。

第 3 章 審 査

(審 査)

第八条

1. 申請内容の適合性について審査を行うため、AEA に審査委員会を設ける。
2. 審査委員会は、AEA と利害関係のない第三者の有識者 3 名以上 5 名以内の委員をもって構成する。
3. 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。任期途中で退任した委員の後任の委員の任期は、前任の残余期間とする。
4. 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。決議は、出席委員の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。
5. 審査委員会に基づく審査結果は AEA 理事会にて報告される。

(ホームページ適合性審査)

第九条

前条の規定にかかわらず会員企業のホームページの適合性審査については、AEA 事務局にてホームページに記載されている内容が、エステティック業統一自主基準に則り適正であることを確認した申請のみを前条に定める審査に諮るものとする。

(申請企業調査)

第十条 第四条の申請内容について調査が必要と判断した場合、会員企業に対して調査を実施する場合がある。

(再申請)

第十一条 不適合項目があり、申請が受理されなかった場合において、不適合項目が改善されたときは、会員企業は、再申請を行うことができる。

(審査結果の通知)

第十二条 審査の結果、「優良サロン」と認めた会員企業に対して、AEA はその旨通知を行う。

第 4 章 運 用

(優良サロンステッカー)

第十三条 AEA が「優良サロン」と認めた会員企業には、優良サロンステッカーを発行する。優良サロンステッカーの取扱いについては下記の通りとする。

1. 会員企業に対して、AEA への申請登録店舗数と同数の優良サロンステッカーを発行する。
2. 優良サロンステッカーは、サロンの利用者が認識しやすい場所に掲示する。

3. 優良サロンステッカーの有効期間の表示は年度単位とする。
4. 優良サロンステッカーは、AEA より会員企業に対して貸与するものであり、所有権等の権利はAEA に帰属する。当該会員企業以外の者に使用許諾、貸与、譲渡等することはできない。
5. 優良サロンステッカーは、会員企業が「優良サロン」でなくなった場合、AEA 事務局へ返却するか、責任をもって廃棄処分する。

(有効期間及び更新)

第十四条

1. 「優良サロン」認定の有効期間は、「コンプライアンス」、「教育」のいずれも、認定した日が属する年度から3年後の年度末までとする。年度とは4月1日からはじまり翌年3月31日までとする。更新を希望する場合には、当該会員企業は、有効期間満了3カ月前までに、第六条に定める提出書類に基づいて更新の申請を行うことができる。更新申請の審査に関しては、第3章を準用する。

2. 前項の規定にかかわらず、「優良サロン制度」の申請要件及び審査基準は2年毎に見直し、必要がある場合は改定を行う。改定を行った場合、改定を行った時点以降の新たな申請につき改定後の申請要件及び審査基準を適用するものとする。ただし、改定を行った時点で既に「優良サロン」認定を受けている正会員企業については、その有効期間は前項の通りとし、改定を行った時点以降に更新する場合に限り改定後の申請要件、審査基準を適用するものとする。

3. 改定を行った場合には、改定を行った日付を申請関連書類に明記する。

(公表)

第十五条 AEA は「優良サロン」の基本情報（サロン名や住所等）をAEA のホームページ等において公表する。

第5章 報告要請・改善要請及び返上・失効・停止・取消し

(報告要請)

第十六条 「優良サロン制度」の適正な運用のため、AEA が必要と判断した場合は、会員企業に対して「優良サロン制度」の順守状況等について報告を求めることができる。

(改善要請)

第十七条 「優良サロン制度」の適正な運用のためにAEA が必要と判断した場合は、AEA は、会員企業に対して改善、その他必要な措置を要請できる。

(返上)

第十八条 会員企業が、「優良サロン」認定の返上を申し出るときは、AEA 事務局に申し出るものとし、AEA は理事会にて確認した上でその受理を行う。

(失効)

第十九条

1. 会員企業が、「優良サロン」認定の有効期間中に AEA の会員資格を喪失したとき、当該「優良サロン」認定は失効する。

2. 第 1 項に基づき失効となった場合、「優良サロン」認定は当該事実の発生日から効力を失う。

(停止・取消し)

第二十条

1. AEA は、会員企業が次の (ア) ~ (カ) のいずれかに該当する場合は、「優良サロン」の認定を停止または取消することができる。

(ア) 申請内容に虚偽または不正があったとき。

(イ) 重大な法令違反行為が認められたとき。

(ウ) 正当な理由なく第十七条または第十八条に定める AEA からの要請に応じないとき。

(エ) 「優良サロン」の申請要件に適合しなくなり、またその改善が見込まれないとき。

(オ) AEA の名誉または信頼を失墜させる行為があり、「優良サロン制度」の趣旨に違反するとき。

2. 第 1 項に基づき「優良サロン」の認定が停止または取消となった場合、「優良サロン」認定は当該停止または取消の日から効力を失う。

第 6 章 機密保持及び個人情報保護

(機密保持)

第二十一条 AEA は、「優良サロン制度」に係る上で知り得た申請会員企業に関する情報の機密を保持し、当該企業の同意なしに、第三者に開示しない。

但し、次の (ア) ~ (エ) については、この限りではない。

(ア) 法令に基づく場合

(イ) 情報を得る以前に、既に公知であった情報

(ウ) AEA とは別の第三者により、正当に開示された情報

(エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令で定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合で、かつ本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのあるとき

(個人情報保護)

第二十二条 AEA は、「優良サロン」の認定を行う上で申請会員企業の運営するサロンから入手した個人情報の利用目的については、「優良サロン」認定の審査及び「優良サロン制度」運用に関わる範囲内とし、AEA の「個人情報保護方針」の定めるところに従って、適切にこれを取り扱う。

(規程の改正)

第二十三条 AEA は、この規程を改正するときは、理事会の承認を得るものとする。

附則

(施行日)

第一条

1. この規程は、2019年9月10日から施行する。
2. この規程の一部を改定し2020年1月14日から施行する。
3. この規程の一部を改定し2020年7月14日から施行する。
4. この規程の一部を改定し2022年2月8日から施行する。